

# 固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

## 事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

## 東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。

(人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等)  
+(公債費(利子分))+(減価償却費)+(各引当金繰入金)

- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
- 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

## 新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用(サービスの原価)について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。

(人件費)+(物件費等※1)+(減価償却費※2)  
※1:賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費  
※2:定額法によって算出

## 効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト(原価)を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。